

災害 災害復興住宅融資の対象を拡大します

住宅金融支援機構では、災害からの早期復興を支援するため、災害により住宅に被害を受けたかたに対する長期・固定金利の融資を実施しています。平成24年3月31日施行の福島復興再生特別措置法により、原発事故による避難指示区域内にお住まいになっていたかたは、被災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資を利用できるようになりました。詳しくは、住宅金融支援機構ホームページをご覧ください。

問い合わせ
住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル） ☎0120-086-353



救急 転倒骨折予防講演会 -関節のサビつきを防ごう-

運動不足になると、体の関節が、だんだん開かなくなり、老化を早めます。ストレッチ体操など体の関節を十分に動かし、関節のサビつき防止体操で、膝・腰の痛みを軽くしませんか。どなたでもできる簡単な運動を行います。

● **日程**

日にち	会場	時間
6/8 (金)	常葉保健センター	午前
7/2 (月)	大越保健センター	午前
8/23 (木)	菅谷共栄会館	午後
9/6 (木)	都路保健センター	午後
10/12 (金)	移出張所	午前
10/29 (月)	船引保健センター	午後

- **講師** 健康運動指導士 吉井雅彦氏
- **申込方法** 各会場とも開催3日前までに、電話でお申し込みください。
- **その他** 開催時間など詳しくは申し込みの際にお知らせします。
- **申し込み・問い合わせ** 保健福祉部 保健課 ☎81-2271

観光 ふねひきアンテナショップのご紹介

市特産品の紹介や販売をはじめ、観光パンフレットの配布、観光写真の展示などを行っています。また、予算に応じて特産品の詰め合わせや地方発送も承っています。市内観光、商店街利用後の休憩、待ち合わせなどにはぜひ喫茶コーナーをご利用ください。

- **アクセス** JR船引駅から徒歩1分
- **営業時間** 午前10時～午後6時
- **定休日** 毎週月曜日（※イベント開催時、臨時休業あり）



- **問い合わせ** ふねひきアンテナショップ ☎82-5603

田村市観光キャンペーンクルーを募集します

市の観光を広く県内外にアピールしてくれるかたを募集します。

- **選考人員** 4人
- **応募資格** 満18歳以上（就学者を除く）のかたで市内にお住まいまたは市内にお勤めされているかた ※随時観光行事に参加できるかたに限ります。
- **任期** 2年間
- **賞品** トロフィー、記念品、副賞（任期終了時10万円）
- **応募期間** 5月7日（月）～6月8日（金）
- **応募方法** 自薦他薦は問いません。産業部商工観光課または各行政局産業建設課備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、申込用紙と写真を持参または郵送してください。

選考会

- **日時** 6月17日（日）午前予定
- **会場** 田村市役所（当日の服装制限はありません）
- **申し込み・問い合わせ** 963-4393 田村市船引町船引字馬場川原20番地『田村市観光キャンペーンクルー』募集係 産業部 商工観光課 ☎81-2136

公立小野町地方総合病院 から

救命救急講習会を開催しました

2月14日、公立小野町地方総合病院において、県立医科大学付属病院・救命救急センター副部長の池上之浩先生を講師に招き、病院職員と近隣の介護施設職員合わせて約60人が参加して、救命救急講習会を開催しました。講習会では心臓マッサージなどの心肺蘇生法の注意点やAED（自動体外式除細動器）の使用方法や注意事項について講義を受け、その後、参加者が模型を使いながら、実際に心肺蘇生やAEDの演習を行いました。



▲ 講習会の様子

- **問い合わせ** 公立小野町地方総合病院企業団総務課 ☎72-3181

- 水道事業所から - 水道メーターの検針や修繕にご協力ください。

メーター検針のためのお願い

2カ月に1度、皆さんのお宅で水道メーター検針をしています。水道メーターは水道料金の確認だけでなく、気がつかない漏水を発見することもできます。随時、メーター検針ができるよう次のことにご協力をお願いします。

- ① 転入や転出、使用者の変更などがあった場合は、お早めに水道事業所までご連絡ください。
- ② 水道メーターボックスの上に物があると、検針に支障がでます。メーターボックスの周辺の整理を心がけてください。
- ③ 飼い犬は、出入口や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。

検満水道メーターの取り替え

検定有効期間が満了することを略して「検満」と言います。8年以上経過した水道メーターを検満メーターと呼び、新しいメーターに取り替えなければ使用できません。取り替え時期が来る皆さんに交換のお知らせをしています。交換は、後日、市が委託した水道工事業者が伺い、交換作業を行います。その際は一時的に水を止めさせていただきますので、ご理解ください。

水道設備工事や水道メーターの撤去は事前に連絡を

土地の整地や建物を撤去するときに、水道事業所へ連絡せずに水道設備や水道メーターを撤去すると、管理データが更新されません。撤去が必要なときは、事前に水道事業所または市指定給水工事業業者へ連絡してください。

水道メーターボックスの修繕・交換

メーターボックスが破損していると、皆さんの安全や水道メーター交換に支障がでます。メーターボックスの修繕や交換は、市指定給水装置工事業業者へ依頼してください。修繕や交換の費用は、自己負担になります。

漏水かなと思ったら

すべての蛇口を閉めてから、メーターボックスの中にある水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットがまわっている場合は漏水が考えられます。漏水や蛇口の水が止まらない場合は、市指定給水装置工事業業者に修理を依頼してください。

- **問い合わせ** 水道事業所 ☎82-1527